

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育の開催案内について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛媛県支部
愛媛労働局登録第13号

事業者は、労働安全衛生法第60条の2第2項及び平成5年9月30日付安全衛生教育指針第3号により、フォークリフト運転業務に従事する者に対する安全教育をおおむね5年経過ごとに行うこととされております。

当協会では、標記安全衛生教育を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

(1)開催日時・場所等

日 時	場 所	定 員
令和6年1月26日(金) 9:00~17:00	愛媛県トラック総合サービスセンター (愛媛県松山市井門町1081-1)	50名

(2)講習科目・講習時間・講師

科 目	範 囲	時間	講 師
最近のフォークリフトの特徴	(1)フォークリフトの構造上の特徴 (2)各種荷役運搬方法の特徴	2	愛媛労働局 指定講師
フォークリフトの取扱いと保守	(1)フォークリフトによる作業と安全 (2)フォークリフトの点検・設備	2	
災害事例及び関係法令	(1)災害事例とその防止対策 (2)労働安全衛生法令(Fリフトに関する条項)	2	
合 計		6	

(3)受講対象者 フォークリフト運転技能講習を修了後、一定期間(5年程度)経過した者。

(4)受講料 8,000円(受講料6,295円・テキスト代1,705円)(税込)

(5)申込方法

- ①令和5年12月15日(金)より陸災防愛媛県支部へ『電話』にて仮予約を承ります。
- ②陸災防愛媛県支部より仮予約受付書、申込書を送付します。
- ③令和6年1月15日(月)までに申込書(必要事項記入、写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)、資格証明書の写し等貼付)、受講料金を添えて陸災防愛媛県支部まで直接持参または現金書留にて申し込んで下さい。
(振込みを希望される場合は予約の際申し出て下さい。振込手数料はご負担願います。)
- ④受付時に受講票及び領収証を発行します。テキストは受講日当日にお渡しします。
- ⑤申込先:〒791-1114 松山市井門町1081-1 愛媛県トラック総合サービスセンター内
陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)愛媛県支部
TEL(089)968-2931・FAX(089)968-1189

(6)修了証

全科目を受講した者には、講習終了後に『修了証』を交付します。

(7)その他

- ・納入した受講料等は、欠席した場合でも返却致しません。ただし、講習が中止となった場合、受講料は返金致します。
- ・受付は陸災防愛媛県支部(松山)でのみ行い、他の地区では取り扱いません。御了承下さい。